

第69号議案

平成25年度京都府病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成25年度京都府病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成25年度京都府病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条中「71,175人」を「72,368人」に、「37,820人」を「37,664人」に、「195人」を「198人」に、「155人」を「154人」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収 入		
第1款	病院事業収益	2,294,841千円	109,226千円	2,404,067千円
第1項	医業収益	1,667,861千円	△26,322千円	1,641,539千円
第2項	医業外収益	626,880千円	37,740千円	664,620千円
第3項	特別利益	100千円	97,808千円	97,908千円
		支 出		
第1款	病院事業費用	2,590,086千円	4,452,708千円	7,042,794千円
第1項	医業費用	2,358,781千円	55,992千円	2,414,773千円
第2項	医業外費用	12,642千円	271千円	12,913千円
第3項	特別損失	218,463千円	4,396,445千円	4,614,908千円

(資本的収入)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	206,157千円	0千円	206,157千円
第1項 企業債	73,000千円	9,000千円	82,000千円
第2項 出資金	133,157千円	△9,000千円	124,157千円

(企業債)

第5条 予算第5条中「73,000千円」を「82,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	1,670,498千円	6,775千円	1,677,273千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第8条に定めた金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
他会計補助金	618,685千円	37,861千円	656,546千円

(棚卸資産購入限度額)

第8条 予算第9条中「208,534千円」を「236,692千円」に改める。

平成26年3月3日提出

京都府知事 山 田 啓 二